

盛岡市立地適正化計画の変更素案に係るパブリックコメント実施結果について

- 1 募集期間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月30日（火）まで
- 2 募集方法 市公式ホームページの応募フォーム、郵送、ファクス及び持参
- 3 受付意見数 16件（個人 3人）
- 4 反映区分 A：計画等に盛り込むもの 3件
 B：計画等に盛り込み済みのもの 0件
 C：計画等に盛り込まないもの 2件
 D：その他、要望・意見・感想等 11件

No.	意見内容	市の考え	反映区分
1	<p>問題点</p> <p>資源の集中としてコンパクトシティは望ましいが限度もあり交通行政とペアで考える必要がある。交通の要所として結節点を設定しているが仙北駅が活用されていない。バス運転手の減少による不便も増えている。</p> <p>提案</p> <p>盛岡市の規模への新交通システムとして BRT のループ運行が適しているのではないかと。</p> <p>新潟の失敗を教訓として、市街地に専用レーンを敷設するため、市街地への自家用車の流入を抑止し、公共交通の利用に切り替える。</p> <p>主たるルートは中心結節点と都心地域結節点を結ぶ下記のループ</p> <p>盛岡駅 - 中央通(大通り) - バスセンター - 仙北駅 - 南イオン - 市立病院</p> <p>その他は地域結節点からループへの合流(乗り継ぎ)とする。</p>	<p>本計画は、計画の位置づけとして、盛岡市地域公共交通網形成計画や現在策定中の盛岡都市圏地域公共交通計画と整合・連携を図っているものです。ご提案の内容につきましては、担当部署へ共有するとともに、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	D

2	<p>①国道 293 号線、盛岡駅から旭橋に向かう時、自転車が渡れない（信号は車のみ）交差点があり、地下通路を通過したいのだが、女性は自転車を自力で持ち上げて階段をのぼれないため、他人の力を借りなくては地下の通路を通れませんので、自転車用スロープをつけてほしいです。</p> <p>②城西中学校方面に自転車で向かうと国道 1 号線夕顔瀬橋方面から、マックスバリュー駅前北店側通路に入ってくる自動車にひかれそうになります。安全に自転車が走れるよう配慮をお願いいたします。</p>	<p>御意見の路線は県道 293 号線と思われますが、地下道の所管は盛岡市です。また、県道 1 号線からマックスバリュー駅前北店の脇に接続する道路は市道です。頂いたご要望につきましては、担当部署へ共有します。</p>	D
3	<p>盛岡市立地適正化計画が策定され、今回第 3 回目の変更と言うことですが、「変更追加予定」と赤書きされている表紙の裏の「はじめに」には、この計画の策定の経緯が示されています。この説明では、計画自体がまるで盛岡市の独自の構想による計画のような記述ではないかと思えます。しかし、パブリックコメントの（概要版）にあるように、「盛岡市立地適正化計画」は、都市再生特別措置法に基づき創設された制度を活用し策定された計画と計画書 P 1～2 に記載されています。ここでは国の施策を活用し策定されたという計画の経緯とともに、今回が 3 回目の改訂？変更？となる計画ことについて正確に記載すべきと思いますが、如何か。</p> <p>※このような計画は、「作成」ではなく「策定」が一般的ではないでしょうか。</p>	<p>「はじめに」の内容は公表までに記載内容の変更をする予定のため、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	D
4	<p>P 7 の計画の体系図にある関連する計画の策定年度は示すべきと考えますが、如何か。</p>	<p>各種計画との関連性を示すことにより本計画の位置づけを示すものであり、現行の記載のままとします。</p>	C
5	<p>（素案）の参考ページに検討会議の委員名、庁内検討会議の構成（課名・役職者名）を掲載する必要があると思いますが如何か。</p>	<p>御意見を踏まえ、参考ページに現在の検討協議会の委員名簿を掲載いたします。</p>	A

6	<p>P148 に変更の経緯が示されていますが、第1回、第2回は一体いつの変更なのでしょう。第1回の変更は令和3年（2021年）3月？第2回変更は令和2年（2020年）6月？</p> <ul style="list-style-type: none"> 各変更の（ ）書きに変更年度、月を明示すべきと思いますが如何か。 計画の経緯として、計画策定年度及び月を記載し、更に第1回変更、第2回変更、第3回変更と計画の変遷を正確に記すべきです。 	<p>御意見を踏まえ、148 ページの変更の経緯に変更年度・月を記載いたします。</p>	A
7	<ul style="list-style-type: none"> また変更内容に「〇〇事業を記載」とありますが、これらは事業として正式に認められたから記載したのか、単に他の事業にさらに追加されたものであるということなのか、分かりにくい表現ではないですか。 	<p>本計画に基づくまちづくりの推進に資する事業として、「中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業」が令和3年度より実施される予定となったことから、当該事業を本計画に新たに記載し、その充実とともに、当該事業の推進を図ることとしたものです。</p>	D
8	<p>第2回変更の説明内容について。令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、と最初にありますが、後段では令和2年3月に当初策定（令和3年3月、第1回変更）した計画に追加変更とありますが、変更時期が分からないのですが、一体いつ変更したのでしょうか。ここでの記載は和暦のみです、他と統一する意味でも西暦を併記すべきと思います。</p>	<p>令和5年3月に第2回変更を行っております。御意見を踏まえ、148 ページの変更の経緯に変更年度・月を和暦及び西暦を併記する形で記載いたします。</p>	A
9	<p>この計画は計画書P8によると、目標年次は概ね20年後の令和17年度（2035年）としますと記載されています。計画の策定は2015年（平成27年）ということでしょうか。国の法改正を基準として目標年次を20年後と設定したのでしょうか。市民に分かりやすく説明していただきたいのですが、如何か。</p>	<p>目標年次につきましては、実施する各種施策の進捗やその効果等を把握し、より効果的に計画を運用していくために、計画策定年次とは別に、当該データの主な基礎データである国勢調査年次の平成27年（2015年）を基準として、概ね10年後の令和7年（2025年）、及び20年後の令和17年（2035年）を目標年次として定めたものです。</p>	D

10	<p>計画は、記載内容から令和2年（2020年）3月に策定されたということのようですが、それでも目標年次は令和17年度（2035年）ということでしょうか。概ね5年ごとの計画見直しは、2015年を基準とするのではなく2020年を基準とするのでしょうか。</p>	<p>目標年次についてはNo.9のとおりです。なお、計画見直しの基準時期については「第10章 施策の達成状況に関する評価方法」に評価・見直しの時期を記載しており、計画を策定した令和2年（2020年）3月を基準としております。</p>	D
11	<p>P8に計画年次を令和17年（2035年）とし、概ね5年ごとに計画の見直しを検討するとありますが、概要版では「目標値を下回る指標も見られました。しかしながら、本期間は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特異な期間であったため、次回の評価検証時に改めて指標の達成状況を確認する必要があります」とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の評価検証時は計画策定（令和2年西暦2020年3月）から10年後でしょうか。 ・今回の評価に世界的に多大な影響を与えた新型コロナは令和5年5月5類とされそれから2年経過しています。 ・特異な期間の数値をそのままにして、10年後に検証した場合、今回の検証対象の5年は、また特異な期間だったので、各指標が目標値に達しなかったのはやむを得ないという判断をするのでしょうか。 <p>新型コロナという世界的に社会経済情勢に大きな影響を与えた事象は例外として、それ以外の時節でどのように計画が推進され指標の変化があるのかを検討すべきではないかと考えます。このような大きな影響を与えたコロナの影響ですから目標年次の変更や計画策定から5年10年という節目の検証時期も5類以降を初年度として再度計画の推進による指標の達成状況を把握し、5年後10年後の検証とする考え方もあるように思われますが、如何か。</p>	<p>「第10章 施策の達成状況に関する評価方法」に評価・見直しの時期を記載しており、次回の評価検証は、計画策定から概ね10年後を予定しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、特にも交通関連の指標に影響を与えたものと認識しておりますが、人口減少に伴う通勤通学利用者の減少、コロナ禍による移動制限や路線バスの運行本数の減少したことなど、様々な要因が影響していると考えられます。</p> <p>指標の推移を継続してモニタリングし、関連する交通の計画と連携を図りながら分析を行い、次回の評価・見直しに際しては、主に計画策定の5年後から10年後の誘導施策の展開とその後の目標値及び効果を評価するとともに、必要に応じて目標値等の見直しを検討いたします。</p>	D

12	<p>(素案)のP121から各種施策が掲載されていますが、それらが令和7年(2025年)現在、計画段階なのか、継続中なのか、着手予定年度が確定しているものなのか、が判別できない。完了と再掲が多くあり、この計画を水増しして多くの計画があるようにみせるということでしょうか。</p> <p>各テーマに関連するためと再掲とされているものと思いますが、完了や再掲の施策は各項目の最後にまとめて記載し、現在計画中、継続中の施策を前にまとめて記載すべきではないかと思えます。さらに計画中や継続中の事業については完了予定年度、今後着手が確実な事業については着手予定年度の追記も必要に思いますが如何か。</p>	<p>誘導施策の事業は各施策の体系順となっているため、掲載順序は現状の記載のままとします。</p> <p>また、令和6年度時点における各誘導施策の事業の進捗状況については、「盛岡市立地適正化計画中間評価報告書」に掲載しており、計画書は現状の記載のままとします。</p>	C
13	<p>概要版の総評では、目標値を下回る指標もみられました、とされていますが、ここに掲載された7つの指標のうち4項目が目標値を下回っています。達成されているのは防災指針の周知率…チラシ配布と都市計画道路の整備率の2項目のみ。低未利用土地の面積は県で現在調査継続ということですから除外すると、6項目のうち4項目が目標値を下回っています。下回る指標も見られましたという記述は、協議会の判断なのか審議会の判断なのかは、分かりませんが大変に情けない自己評価ではないかと思えますがいかがですか。会議では、計画変更の方向性について意見を伺い、これからの5年間は取り組み方針等を継続、誘導施策の充実を図っていくこととしたとありますが、このような判断で取組方針も防災指針も継続で大丈夫なのか、大変疑問です。</p> <p>特異な期間ということすべてに蓋をしてしまうように思えます。目標値を下回る施策があるのは事実であり、これらの改善に向けて何らかの具体的な提案はなかったのでしょうか。誘導施策の充実を図るとは一体どのようなことなのでしょう。誘導施策の充実という内容の具体的な記述はないのでしょうか。現実には何らかの提案さえなかったということでしょうか。</p>	<p>目標値を下回った指標については、推計を上回る人口減少やコロナ禍での社会経済状況への大きな影響など、様々な要因があると認識しております。中間評価報告書において、指標の推移と、取組方針・誘導方針に対する達成状況及び課題を整理しており、それらを踏まえた変更の方向性及び次回見直しに向けた検討課題を取りまとめたうえで、各種会議において御意見を伺っております。頂いた御意見には指標の見直し等に対するものもございましたが、コロナ禍からの回復基調にある状況や、確認できた良い変化の兆しが反映された統計データ等に基づき改めて評価を行う必要があることを御説明いたしました。その上で、今回の評価結果により確認した課題解決のため、継続して誘導施策等の追加を検討し、次回評価での目標達成に向けて取り組んでいくこととしたものです。</p>	D

14	<p>指標のうち目標値を上回っている2項目は、市の事業で市が直接関与できるもので、下回っているのは、不特定多数の市民の動向です。これらの指標の目標値の達成のためにさまざまな施策を講じているのですが、それら施策の実効性等について協議会や審議会でどのような意見が出されたのでしょうか。コロナ期だったので下回ってもやむを得ないということでしょうか。ではコロナだけがその要因なのか、施策について課題はなかったのか。コロナに原因を求めると、当初計画でいう次回の評価時にはそれなりに改善しているということになります。その意味からも計画策定時を基本とするのではなく、前述のように5類以降の令和5年(5月なので新年度が開始され早い時期なので)を起点とし、それからの5年後10年後とし計画の評価進行状況を考えてもいいのではないかと思います。</p>	<p>指標の推移については複合的な要素が影響しているものと考えており、個別の誘導施策の実効性等を詳細に評価したものではございません。しかしながら、本計画に位置づけた盛岡バスセンターや中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業(monaka)等のにぎわい拠点の形成が図られたことやまちなか居住の促進がみられることにより、当該エリアの価値が向上し、都心居住区域において地価が緩やかな上昇傾向となっていることなど、良い変化の兆しも確認されたところです。</p> <p>評価の時期については都市再生特別措置法第84条第1項の規定により、計画を作成した場合においては、おおむね5年ごとに評価を実施することとされており、計画策定時を基準としたものです。なお、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の変化は重要であると認識しておりますことから、評価の視点として御意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	D
15	<p>各指標の項目は、国が法律や通達などで例示などしている内容なのでしょうか。盛岡市独自の内容なのでしょうか。</p>	<p>国土交通省では立地適正化計画の作成や変更、運用を支援するため「立地適正化計画の手引き」など、様々な資料を公開しております。本計画の策定にあたっては各種資料を参考に盛岡市立地適正化計画検討協議会、庁内検討会及び関係機関協議などで御意見を頂きながら指標に設定したものです。</p>	D

16	<p>本計画の対象区域が都市計画区域全域であるようですが、旧玉山村旧都南村を合併し盛岡市の区域が一気に拡大し、現在の形になった。これからの人口減少時代を迎えて、特に旧玉山村地域は、盛岡の市街からの距離もあり、そこまでの道路や上下水道等の都市インフラの維持は、将来の都市持続可能という意味からも大きな課題ではないだろうか。旧都南村地域は盛南開発区域と連担しながら開発されているが、未だに郊外に住宅団地が拡大している。立地適正化計画を策定しコンパクトな都市構造を目指しながら、一方では未だに拡大している現状は矛盾しているような状況ではないだろうか。他都市でも同様に郊外に拡大した特に戸建て住宅団地は、子どもの減少そして進学、特に大学進学、就職に伴い居住人口が減少していることは、明白な事実であり盛岡市でも松園地区そして他都市でも同じような現象はもう現実である。</p> <p>世界を含め社会の変化の速度は我々の想像をはるかに上回るもので、ここ数年の変化の速度は以前の社会の何十年分にも相当するものではないかと思われる。この計画を少しでも迅速に進めることが、都市の持続可能性の担保となりうるものであり、都市の将来の姿に大きく影響するものではないかと考えられる。協議会や審議会は単なる一計画の推進ということではなく、都市の存続に対して危機感を持って審議していただきたいものである。</p>	<p>御意見の通り、人口減少、少子化・高齢化、都市インフラの維持などの様々な課題への対応は重要な課題であると認識しております。急速な社会経済状況の変化に対応し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市構造の形成を目指して、本計画に基づき取組を進めてまいります。</p>	D
----	--	--	---